

令和元年度末 鉄軌道駅における駅の段差解消への対応状況について

令和2年3月31日現在

事業者名	総駅数	1日当たりの 平均利用者 数が3千人 以上の駅数 A	段差が解消されている駅※1			移動等円滑化基準第4条に適合している 設備により段差が解消されている駅※2		
			うち3千人以 上の駅数 B	3千人以上 の駅に対す る割合(%) (B/A)*100		うち3千人以 上の駅数 C	3千人以上 の駅に対す る割合(%) (C/A)*100	
JR北海道	406	46	52	40	87.0%	50	38	82.6%
JR東日本	1,647	561	727	512	91.3%	715	508	90.6%
JR東海	402	108	221	106	98.1%	142	103	95.4%
JR西日本	1,173	381	607	359	94.2%	502	351	92.1%
JR四国	260	14	151	12	85.7%	44	11	78.6%
JR九州	566	121	206	108	89.3%	185	107	88.4%
JR旅客会社6社 小計	4,454	1,231	1,964	1,137	92.4%	1,638	1,118	90.8%
東武鉄道	200	129	143	125	96.9%	138	124	96.1%
西武鉄道	91	80	85	80	100.0%	84	80	100.0%
京成電鉄	65	58	58	57	98.3%	57	56	96.6%
京王電鉄	69	68	69	68	100.0%	68	67	98.5%
小田急電鉄	70	70	70	70	100.0%	63	63	90.0%
東急電鉄	87	86	87	86	100.0%	86	85	98.8%
京浜急行電鉄	72	72	72	72	100.0%	72	72	100.0%
相模鉄道	26	25	26	25	100.0%	26	25	100.0%
名古屋鉄道	272	155	248	148	95.5%	207	130	83.9%
近畿日本鉄道	283	156	248	153	98.1%	157	136	87.2%
南海電気鉄道	100	62	67	57	91.9%	62	57	91.9%
京阪電気鉄道	88	63	77	62	98.4%	66	61	96.8%
阪急電鉄	87	87	85	85	97.7%	81	81	93.1%
阪神電気鉄道	49	46	47	45	97.8%	45	45	97.8%
西日本鉄道	72	32	62	31	96.9%	34	30	93.8%
大手民鉄15社 小計	1,631	1,189	1,444	1,164	97.9%	1,246	1,112	93.5%
札幌市交通局	46	46	46	46	100.0%	45	45	97.8%
仙台市交通局	29	29	29	29	100.0%	29	29	100.0%
東京都交通局	95	95	95	95	100.0%	86	86	90.5%
東京地下鉄	138	138	138	138	100.0%	136	136	98.6%
横浜市交通局	40	40	40	40	100.0%	40	40	100.0%
名古屋市交通局	85	85	85	85	100.0%	85	85	100.0%
京都市交通局	31	31	31	31	100.0%	31	31	100.0%
大阪市高速電気軌道	100	100	100	100	100.0%	100	100	100.0%
神戸市交通局	25	24	25	24	100.0%	19	18	75.0%
福岡市交通局	35	35	35	35	100.0%	35	35	100.0%
地下鉄10社局 小計	624	623	624	623	100.0%	606	605	97.1%
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	6,709	3,043	4,032	2,924	96.1%	3,490	2,835	93.2%
中小民鉄、路面電車等 小計	2,756	537	1,804	508	94.6%	1,158	453	84.4%
鉄軌道全体 合計	9,465	3,580	5,836	3,432	95.9%	4,648	3,288	91.8%
(参考) 平成30年度末の数値	9,464	3,586	5,762	3,407	95.0%	4,550	3,241	90.4%

※1. 「段差が解消されている駅」とは、エレベーターなどの設備により、乗降場ごとに、高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路を1以上確保している駅をいう。

※2. 「基準第4条に適合している設備により段差が解消されている駅」とは、※1「段差が解消されている駅」のうち、基準に適合している設備(開閉とびらに窓があり、かご内に手すり等が設置されているエレベーターなど)により、乗降場ごとに、段差が解消された経路を1以上確保している駅をいう。

注) 1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

注) 2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。